

令和6年度（2024年度）
市町村決算の概要について

- 1. 普通会計決算の概要 P1 ~ P7
- 2. 地方公営企業会計決算の概要 P8 ~ P13

令和6年度（2024年度）
市町村決算に係る健全化判断比率等の
概要について

- 1. 健全化判断比率 P14 ~ P15
- 2. 公営企業の資金不足比率 P16

用語の説明

- 1. 普通会計 P17
- 2. 公営企業会計 P18
- 3. 健全化判断比率 P19
- 4. 資金不足比率 P20

担当：熊本県総務部市町村・税務局市町村課（財政班）
TEL：096-333-2107
FAX：096-384-6561

I 令和6年度（2024年度）市町村決算の概要について

[注意事項]

- ・ 県内市町村（14市23町8村計45市町村。政令指定都市である熊本市を含む。）の普通会計の決算額及び公営企業会計（一部事務組合及び公営企業型地方独立行政法人が経営するものを含む。）の決算額をまとめたもの。
- ・ 本資料の図表中の数値は、表示単位未満の四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。
- ・ なお、数値は概数であり、精査の結果、今後変動する場合がある。

1. 普通会計決算の概要

(1) 決算規模及び実質収支

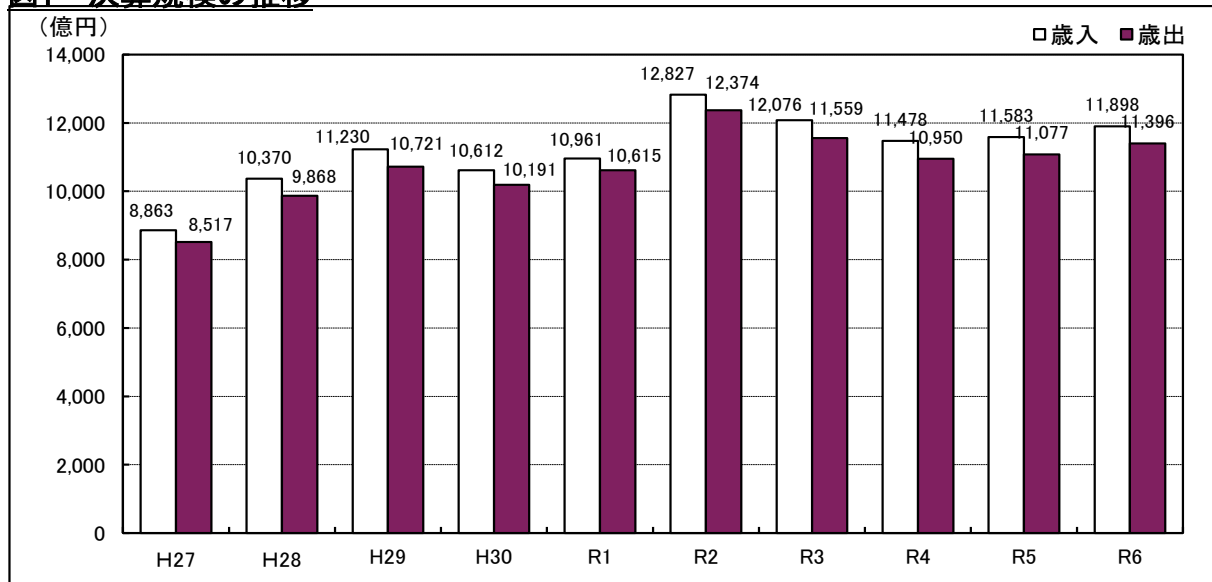
- 歳入** … 歳入総額は、1兆1,898億円と前年度と比べて増加した。
(前年度比315億円増、2.7%増)
- 歳出** … 歳出総額は、1兆1,396億円と前年度と比べて増加した。
(前年度比320億円増、2.9%増)
- 実質収支** … 実質収支は、379億円の黒字で、全団体が黒字であった。

表1 決算収支

(単位: 百万円、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減率		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入総額 A	1,147,768	1,158,324	1,189,806	▲ 5.0	0.9	2.7
歳出総額 B	1,094,991	1,107,678	1,139,628	▲ 5.3	1.2	2.9
形式収支 C=A-B	52,776	50,646	50,178	2.0	▲ 4.0	▲ 0.9
翌年度繰越財源 D	10,351	14,790	12,236	▲ 11.4	42.9	▲ 17.3
実質収支 E=C-D	42,425	35,856	37,943	6.0	▲ 15.5	5.8
単年度収支 F	2,394	▲6,568	2,086	▲ 75.3	▲ 374.4	131.8
積立金 G	13,016	13,650	11,433	▲ 20.2	4.9	▲ 16.2
繰上償還金 H	540	678	5	263.5	25.4	▲ 99.2
積立金取崩し額 I	7,583	15,075	16,540	▲ 10.6	98.8	9.7
実質単年度収支 J=F+G+H-I	8,367	▲7,315	▲3,016	▲ 52.7	▲ 187.4	▲ 58.8

図1 決算規模の推移



(2) 歳入

歳入決算額は、地方税、国庫支出金及び県支出金が減少した一方で、地方交付税及び地方特例交付金が増加したことから、前年度の1兆1,583億24百万円を314億82百万円(2.7%)上回り、1兆1,898億6百万円となった。

【主な増減要因】

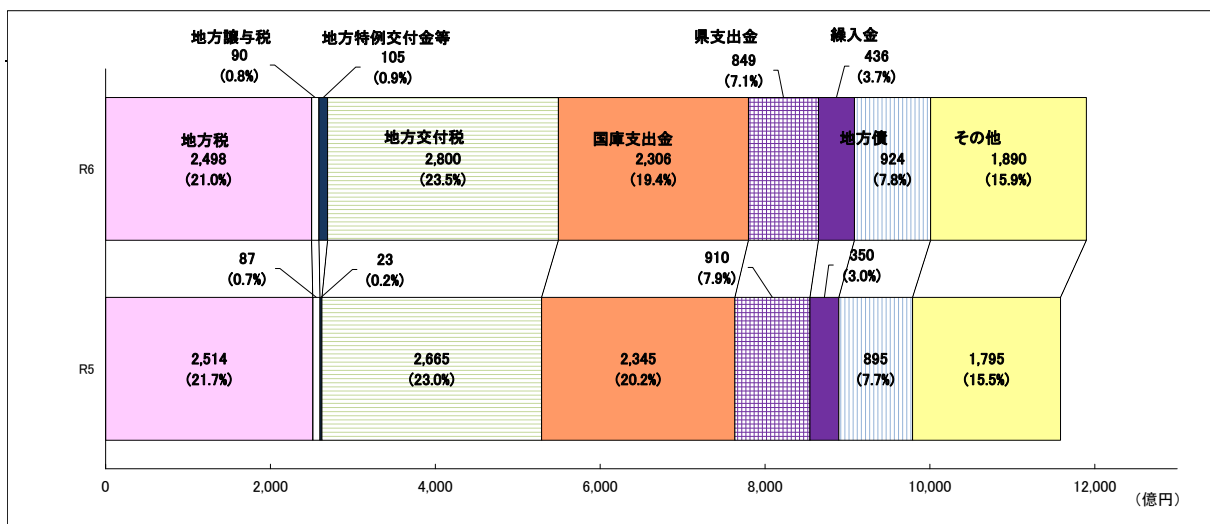
- ・個人市町村民税は、定額減税の影響による減少により、48億86百万円(5.2%)の減となった。
- ・国庫支出金は、特例的な財政措置の終了による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減少により、39億24百万円(1.7%)の減となった。
- ・県支出金は、熊本地震復興基金交付金(市町村創意工夫分)の減等により、60億99百万円(6.7%)の減となった。
- ・地方交付税は、国税収入の増により普通交付税の再算定が行われたこと等により、135億5百万円(5.1%)の増となった。
- ・地方特例交付金は、定額減税による減収を補填するための交付金の創設により、81億31百万円(349.3%)の増となった。

表2 歳入決算額

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	251,375	21.7	249,809	21.0	▲1,566	▲0.6
うち個人市町村民税	93,875	8.1	88,989	7.5	▲4,886	▲5.2
うち法人市町村民税	16,770	1.4	17,458	1.5	688	4.1
うち固定資産税	108,256	9.3	110,611	9.3	2,356	2.2
地方譲与税	8,653	0.7	9,021	0.8	368	4.3
地方特例交付金等	2,327	0.2	10,458	0.9	8,131	349.3
地方交付税	266,499	23.0	280,004	23.5	13,505	5.1
うち普通交付税	237,059	20.5	253,268	21.3	16,209	6.8
うち特別交付税	29,440	2.5	26,736	2.2	▲2,704	▲9.2
その他の一般財源	52,717	4.6	57,482	4.8	4,765	9.0
小計(一般財源計)	581,572	50.2	606,775	51.0	25,203	4.3
国庫支出金	234,485	20.2	230,562	19.4	▲3,924	▲1.7
県支出金	91,025	7.9	84,926	7.1	▲6,099	▲6.7
繰入金	35,020	3.0	43,639	3.7	8,619	24.6
地方債	89,463	7.7	92,382	7.8	2,919	3.3
うち臨時財政対策債	10,996	0.9	5,556	0.5	▲5,441	▲49.5
その他の特定財源	126,760	10.9	131,523	11.1	4,763	3.8
うち繰越金	48,015	4.1	45,449	3.8	▲2,566	▲5.3
歳入合計	1,158,324	100.0	1,189,806	100.0	31,482	2.7
うち自主財源計	412,830	35.6	424,653	35.7	11,823	2.9

(注) 自主財源とは、地方公共団体自らがその機能を行って調達することのできる財源で、地方税・分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入をいう。



(3) 歳出（目的別）

歳出決算額は、前年度の1兆1,076億78百万円を319億50百万円（2.9%）上回り、1兆1,396億28百万円となった。

目的別では、商工費、災害復旧費が減少した一方で、民生費、教育費が増加した。

【主な増減要因】

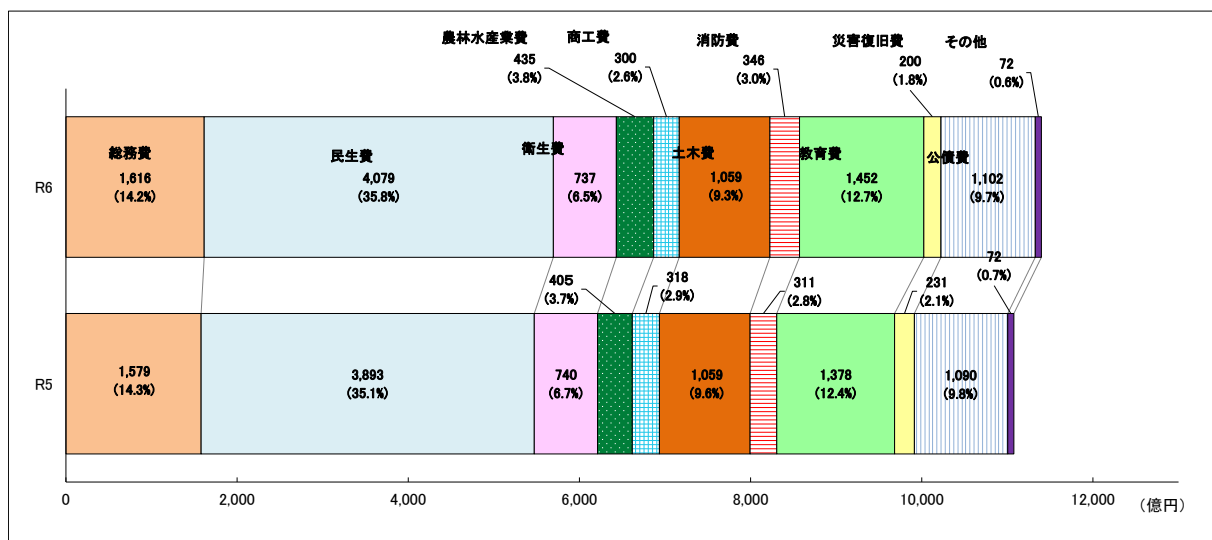
- ・商工費は、新型コロナウイルス感染症対策事業や物価高騰対策による商品券事業等の減等により、18億63百万円（5.9%）の減となった。
- ・災害復旧費は、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業の減等により、31億33百万円（13.6%）の減となった。
- ・民生費は、認定こども園等に係る施設型・地域型給付費の人事院勧告による公定価格上昇に伴う増や児童手当・児童扶養手当の制度改正による対象者拡充・支給額等の増等により、186億18百万円（4.8%）の増となった。
- ・教育費は、義務教育施設整備事業の進捗や熊本市における教職員分の退職手当等の増等により、74億5百万円（5.4%）の増となった。

表3 歳出決算額（目的別）

（単位：百万円、%）

区 分	令和5年度		令和6年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	157,883	14.3	161,590	14.2	3,707	2.3
民 生 費	389,274	35.1	407,892	35.8	18,618	4.8
衛 生 費	73,977	6.7	73,673	6.5	▲305	▲0.4
労 働 費	541	0.0	603	0.1	62	11.4
農 林 水 産 業 費	40,511	3.7	43,486	3.8	2,975	7.3
商 工 費	31,844	2.9	29,981	2.6	▲1,863	▲5.9
土 木 費	105,944	9.6	105,865	9.3	▲79	▲0.1
消 防 費	31,080	2.8	34,565	3.0	3,485	11.2
教 育 費	137,794	12.4	145,200	12.7	7,405	5.4
災 害 復 旧 費	23,106	2.1	19,972	1.8	▲3,133	▲13.6
公 債 費	109,031	9.8	110,172	9.7	1,141	1.0
そ の 他	6,693	0.6	6,629	0.6	▲64	▲1.0
歳 出 合 計	1,107,678	100.0	1,139,628	100.0	31,950	2.9

図3 歳出決算額の構成比（目的別）の推移



(4) 歳出（性質別）

性質別では、災害復旧事業費、積立金が減少した一方で、人件費、扶助費、物件費が増加した。

【主な増減要因】

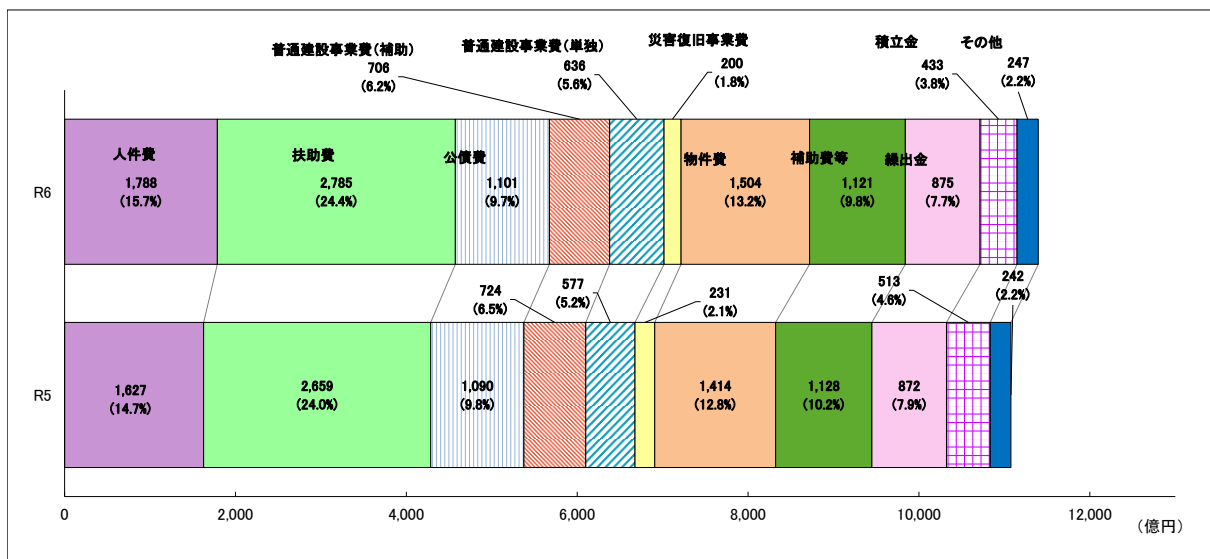
- ・災害復旧事業費は、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業の減等により、31億50百万円（13.6%）の減となった。
- ・積立金は、特定目的基金積立の減等により、79億10百万円（15.4%）の減となった。
- ・人件費は、会計年度任用職員の勤勉手当開始や人事院勧告による給与改定等により、160億55百万円（9.9%）の増となった。
- ・扶助費は、認定こども園等に係る施設型・地域型給付費や児童手当・児童扶養手当等の増及び定額減税補足給付金の創設等により126億27百万円（4.7%）の増となった。
- ・物件費は、物価高騰に伴い光熱水費や委託料が増となったこと等により、89億65百万円（6.3%）の増となった。

表4 歳出決算額（性質別）

（単位：百万円、%）

区 分	令和5年度		令和6年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	537,617	48.5	567,449	49.8	29,832	5.5
人件費	162,731	14.7	178,785	15.7	16,055	9.9
扶助費	265,912	24.0	278,539	24.4	12,627	4.7
公債費	108,974	9.8	110,124	9.7	1,150	1.1
投資的経費	158,931	14.3	160,385	14.1	1,454	0.9
うち普通建設事業費	135,825	12.3	140,429	12.3	4,604	3.4
うち補助事業	72,376	6.5	70,629	6.2	▲1,746	▲2.4
うち単独事業	57,699	5.2	63,555	5.6	5,856	10.1
うち災害復旧事業費	23,106	2.1	19,956	1.8	▲3,150	▲13.6
物件費	141,440	12.8	150,405	13.2	8,965	6.3
維持補修費	8,261	0.7	8,836	0.8	575	7.0
補助費等	112,795	10.2	112,072	9.8	▲724	▲0.6
繰出金	87,191	7.9	87,505	7.7	314	0.4
積立金	51,258	4.6	43,348	3.8	▲7,910	▲15.4
その他	10,184	0.9	9,627	0.8	▲557	▲5.5
歳 出 合 計	1,107,678	100.0	1,139,628	100.0	31,950	2.9

図4 歳出決算額構成比（性質別）の推移



(5) 経常収支比率

経常収支比率は、県内市町村平均（単純平均）で91.6%となり、前年度に比べ1.7ポイント上昇した。

前年度から比率が上昇した団体は37団体、低下した団体は8団体となった。

経常収支比率が100%を超えた団体は、昨年度に引き続きなかった。

全体的に経常収支比率が上昇した主な要因は、人事院勧告に伴う人件費の増や、物価高騰に伴う物件費の増加等により、経常経費が増加したことが挙げられる。

表5-1 過去5年の経常収支比率の推移（単純平均）

経常収支比率の推移（単純平均）

（単位：％）

区分	R2	R3	R4	R5	R6
市	94.4	90.4	92.3	93.7	95.6
町村	90.0	83.8	86.5	88.2	89.8
市町村	91.4	85.9	88.3	89.9	91.6
全国	89.9	85.2	88.6	89.9	※

（※）…総務省の公表前のため、令和5年度の全国の経常収支比率は空欄としている（～3月下旬に公表）

表5-2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数

経常収支比率の分布状況（団体数）

区分	R2	R3	R4	R5	R6
95%以上	10	4	3	7	14
90%～95%未満	15	5	14	17	16
85%～90%未満	16	17	16	12	10
80%～85%未満	4	14	9	8	4
80%未満	0	5	3	1	1
計	45	45	45	45	45

図5-1 過去5年の経常収支比率の推移

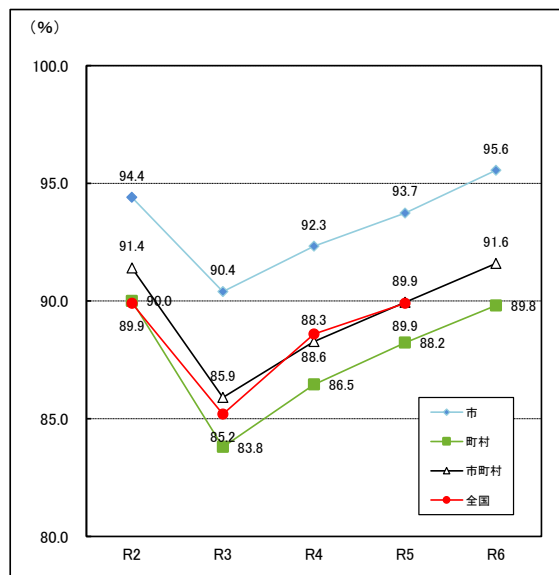
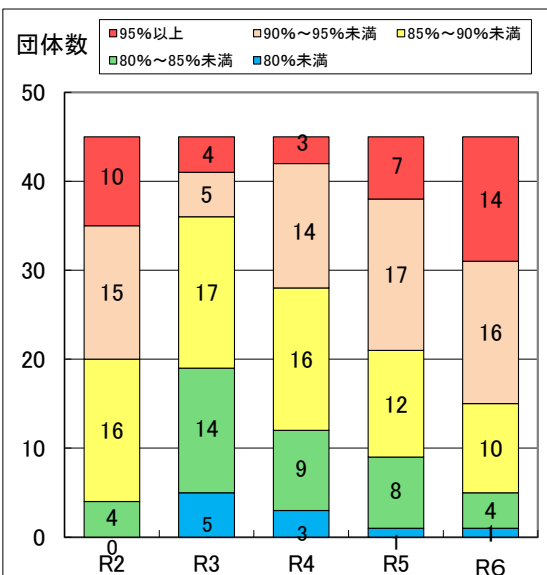


図5-2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数



(6) 地方債現在高及び積立金現在高の推移

地方債現在高は、前年度の1兆1,781億92百万円を132億00百万円(1.1%)下回り、1兆1,649億92百万円となった。

また、積立金現在高は、前年度の3,008億63百万円を60億37百万円(2.0%)上回り、3,069億00百万円となった。

表6 地方債現在高及び積立金現在高と標準財政規模

(単位:百万円、%)

区 分	決 算 額					R5-R6年度の比較	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減額	増減率
地方債現在高 (A)	1,171,439	1,201,687	1,193,544	1,178,192	1,164,992	▲ 13,200	▲ 1.1
債務負担行為の翌年度以降支出予定額 (B)	189,688	181,629	217,666	241,294	257,528	16,234	6.7
積立金現在高 (C)	231,106	257,099	278,566	300,863	306,888	6,025	2.0
財政調整基金	97,979	107,998	117,182	119,976	118,911	▲ 1,065	▲ 0.9
減債基金	30,237	37,181	42,744	47,125	48,890	1,765	3.7
その他の特定目的基金	102,890	111,919	118,640	133,762	139,087	5,325	4.0
(A) + (B) - (C)	1,130,021	1,126,217	1,132,644	1,118,623	1,115,632	▲ 2,991	▲ 0.3
標準財政規模 (D)	523,025	553,989	541,409	549,575	565,472	15,897	2.9
(A+B) / (D) * 100	260.2	249.7	260.7	258.3	251.6		
(C) / (D) * 100	44.2	46.4	51.5	54.7	54.3		
{(A) + (B) - (C)} / (D) * 100	216.1	203.3	209.2	203.5	197.3		

図6-1 過去5年の地方債現在高等の推移

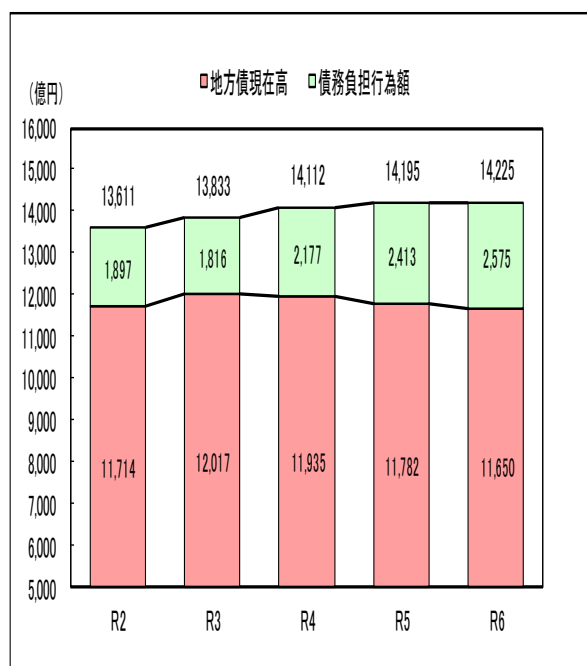
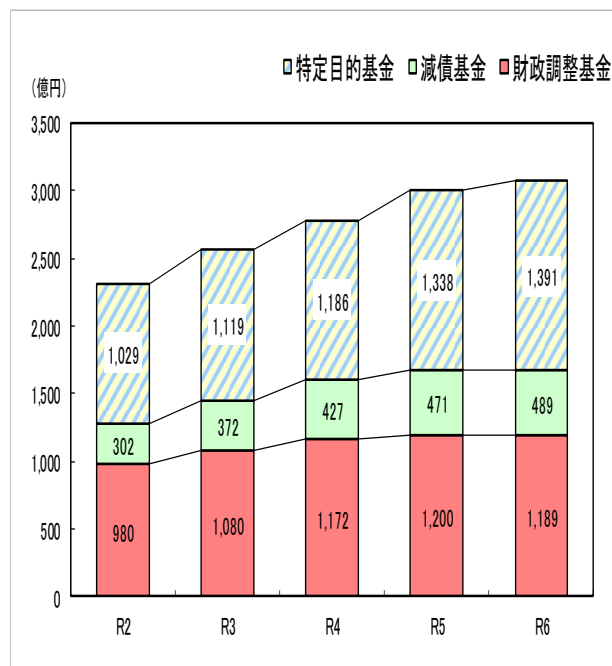


図6-2 過去5年の積立金現在高の推移



令和6年度(2024年度) 市町村別決算状況一覧表

(単位:百万円、%)

市町村名	災害救助法適用 R7年8月豪雨	歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質 単年度 収支	經常 収支 比率	財政力 指数	地方債 現在高	積立金 現在高	基金			標準 財政 規模
	うち財調 基金										うち減債 基金	うちその他 特目基金		
熊本市	○	431,338	421,833	9,506	6,839	▲ 112	95.4	0.68	493,248	34,782	5,032	7,000	22,751	214,886
八代市	○	73,638	71,853	1,785	1,641	▲ 312	93.7	0.50	81,135	12,042	3,774	3,070	5,198	35,429
人吉市		25,785	24,676	1,109	777	▲ 438	98.1	0.44	25,495	6,309	966	3,553	1,790	9,543
荒尾市		28,058	27,588	470	317	▲ 1,278	99.6	0.48	16,864	5,446	1,752	628	3,067	12,677
水俣市		17,546	16,464	1,082	1,066	▲ 615	94.7	0.38	16,358	4,891	2,305	1,101	1,485	9,087
玉名市	○	37,837	36,428	1,409	1,214	▲ 410	97.4	0.44	29,330	7,339	4,006	743	2,590	18,652
山鹿市		37,489	34,352	3,137	2,961	▲ 202	99.0	0.34	30,556	17,469	5,407	6,067	5,996	17,856
菊池市		31,301	30,230	1,071	646	480	95.9	0.45	27,314	11,717	7,455	590	3,672	15,747
宇土市		22,591	21,993	598	25	▲ 671	95.8	0.49	21,334	7,118	3,559	652	2,907	10,180
上天草市	○	23,895	22,849	1,047	728	▲ 158	95.2	0.26	21,627	8,509	4,162	653	3,694	10,655
宇城市	○	36,599	34,076	2,523	836	▲ 613	97.9	0.40	40,309	17,092	10,446	1,149	5,498	18,545
阿蘇市		21,315	19,818	1,497	1,042	92	91.6	0.35	19,244	5,432	2,248	188	2,995	10,276
天草市	○	61,062	56,715	4,346	4,021	972	91.8	0.28	45,593	20,154	11,716	4,992	3,445	30,753
合志市		31,260	29,977	1,283	1,141	272	91.6	0.63	19,236	9,164	4,860	632	3,673	15,358
市計		879,714	821,336	30,863	23,252	▲ 2,989	95.6	0.44	887,643	167,464	67,686	31,018	68,760	429,645
市計 (熊本市除く)		448,376	415,806	21,357	16,413	▲ 2,878	95.6	0.42	394,395	132,682	62,654	24,018	46,009	214,759
美里町	○	8,591	8,145	446	333	61	99.5	0.22	7,028	4,272	1,777	393	2,102	4,654
玉東町	○	6,505	6,074	431	354	▲ 195	92.7	0.30	2,841	2,981	446	379	2,156	2,265
南関町		7,299	6,977	323	172	48	91.2	0.39	7,827	3,024	1,028	308	1,688	3,923
長洲町	○	8,624	8,245	379	362	81	91.8	0.50	7,353	1,472	1,263	84	126	4,472
和水町		10,442	10,182	260	221	▲ 271	95.8	0.26	7,681	9,687	2,650	1,960	5,078	4,516
大津町		21,530	19,672	1,858	1,456	1,013	90.5	0.73	16,606	5,515	2,745	551	2,219	9,470
菊陽町		24,333	23,082	1,251	905	▲ 2	94.5	0.95	19,699	4,908	1,976	389	2,543	10,218
南小国町		6,384	5,910	474	378	▲ 12	93.1	0.20	3,050	4,295	1,868	21	2,407	2,674
小国町		7,988	6,863	1,125	921	518	85.8	0.25	6,058	2,681	1,584	249	848	3,656
産山村		2,697	2,562	135	106	83	83.7	0.15	2,307	1,382	1,078	84	221	1,324
高森町		9,665	9,557	108	68	120	79.1	0.27	5,145	5,694	2,575	10	3,110	3,342
西原村		7,057	6,673	384	286	▲ 44	90.4	0.36	8,753	4,251	2,405	182	1,663	3,652
南阿蘇村		12,067	11,414	653	634	▲ 183	95.9	0.21	18,628	4,921	1,401	290	3,230	6,482
御船町		16,496	15,820	675	510	▲ 88	88.3	0.36	12,526	5,702	1,968	290	3,444	5,858
嘉島町		7,500	6,945	555	39	▲ 274	88.8	0.60	8,099	2,987	1,624	189	1,174	3,571
益城町		23,502	22,425	1,077	877	▲ 207	97.3	0.49	50,276	8,563	1,123	2,464	4,976	9,708
甲佐町	○	15,782	13,901	1,881	1,764	348	84.7	0.30	9,772	8,008	1,759	490	5,759	4,258
山都町		16,602	15,210	1,393	757	▲ 361	85.6	0.24	8,964	3,951	1,962	366	1,623	7,649
氷川町	○	9,347	8,911	436	424	▲ 246	93.4	0.28	5,433	2,583	1,134	90	1,359	4,350
芦北町		14,042	13,611	432	391	▲ 497	92.5	0.36	13,670	6,048	1,421	1,601	3,025	6,611
津奈木町		4,662	4,461	202	124	▲ 30	89.3	0.24	2,993	3,981	942	637	2,401	2,228
錦町		7,764	7,507	257	146	30	89.7	0.40	5,327	3,813	1,491	921	1,401	3,754
多良木町		8,342	7,807	536	470	16	83.4	0.23	6,108	4,265	1,115	727	2,423	4,272
湯前町		5,209	4,868	341	246	8	89.1	0.17	3,611	2,550	1,093	124	1,333	2,172
水上村		5,205	4,538	667	634	▲ 97	85.9	0.17	3,346	4,928	721	584	3,623	2,048
相良村		4,885	4,612	273	99	100	85.0	0.20	3,560	2,896	1,968	79	849	2,510
五木村		4,425	4,190	235	184	▲ 149	92.2	0.21	3,643	3,127	912	298	1,916	1,478
山江村		5,575	5,013	562	467	▲ 179	95.2	0.16	3,404	2,858	983	312	1,564	2,107
球磨村		7,338	6,756	582	278	▲ 258	81.9	0.15	6,041	5,518	1,221	2,163	2,133	2,381
あさぎり町		14,463	13,356	1,108	815	395	90.4	0.24	11,959	10,092	5,262	1,279	3,552	6,644
苓北町		5,767	5,488	278	268	246	87.4	0.40	5,639	2,483	1,728	360	395	3,584
町村計		310,092	290,776	19,315	14,690	▲ 26	89.8	0.32	277,348	139,436	51,225	17,872	70,339	135,827
市町村計		1,189,806	1,139,628	50,178	37,943	▲ 3,016	91.6	0.36	1,164,992	306,900	118,911	48,890	139,099	565,472
市町村計 (熊本市除く)		758,468	717,795	40,672	31,103	▲ 2,904	91.5	0.35	671,744	272,118	113,880	41,890	116,348	350,586

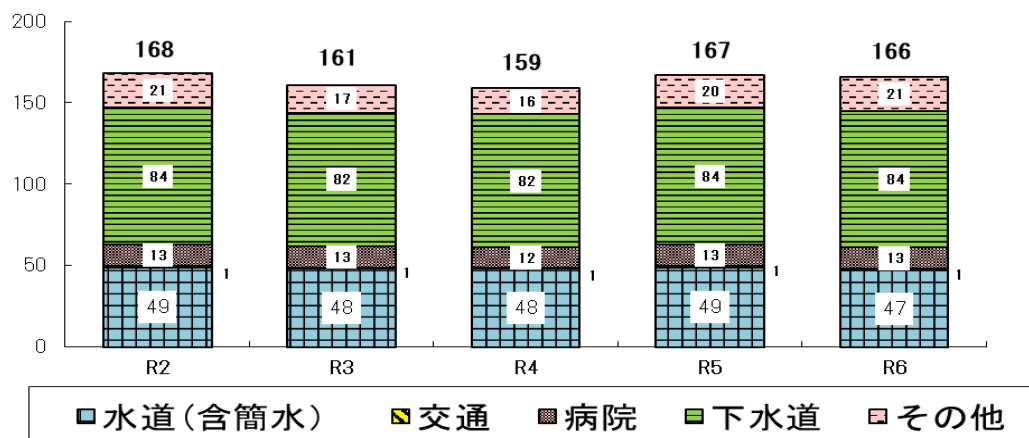
※ 表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。
 ※ 小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。
 また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。

2. 地方公営企業会計決算の概要

(1) 事業数

事業数は、前年度比1事業減の166事業（うち法適用事業143事業、法非適用事業23事業）となった。令和6年度は41事業が法適用企業へ移行。

図1 事業数の推移

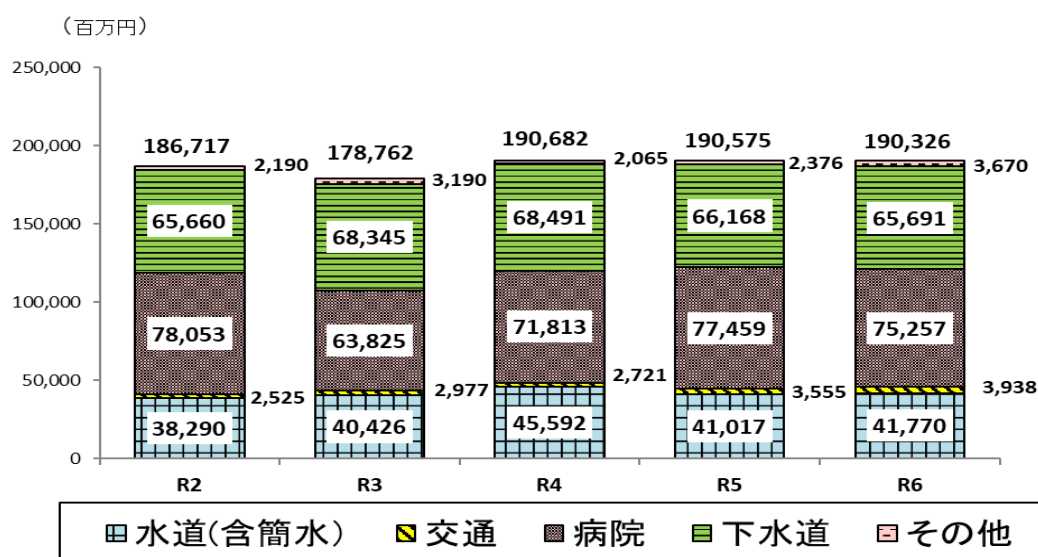


(2) 決算規模

決算規模※は、水道事業、宅地造成事業（その他）において、事業活動増加に伴う費用増加を主因に、2事業合計で12億19百万円増加したものの、病院事業における建設改良費の減少（荒尾市のみで▲53億22百万円）を主因とした資本的支出の減少（対前年比▲47億21百万円）により、全事業では1,903億26百万円（対前年度比▲2億49百万円、▲0.1%）となった。

※決算規模：収益的支出（減価償却費を除く）、資本的支出及びそれらに係る消費税の合計

図2 決算規模の推移



(3) 経営状況

公営企業全体では、法適用企業で赤字額が増加。主に病院事業において、新型コロナ関連補助金の減少による減収や、物価高騰に伴う費用増加が影響し、全体での収支差額は、21億70百万円（対前年度比▲44億75百万円、▲67.3%）の黒字。黒字事業は121事業、赤字事業は45事業となった。

法適用企業で累積欠損金を有する事業は37事業。主に病院事業における赤字額増加が影響し、232億30百万円（対前年度比+24億7百万円、+11.6%）となった。

法適用企業で不良債務を有する事業は9事業。主に病院事業において資金収支が悪化し、全事業では9億68百万円（対前年度比+5億96百万円、+160.2%）となった。

表 3-1 全体の経営状況

（単位：百万円）

区分	収支額		黒字				赤字				
	R5	R6	R5		R6		R5		R6		
	金額	金額	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	
法適用企業	上水道	4,185	3,072	4,226	25	3,235	25	41	4	163	5
	簡水	18	83	18	3	152	9	0	0	70	4
	交通	117	▲138	117	1	0	0	0	0	138	1
	病院	▲2,648	▲3,726	1,018	6	3,006	1	3,666	7	6,732	12
	下水道	3,733	2,498	3,966	38	2,955	58	233	11	457	21
	その他	27	6	27	4	20	2	0	0	14	2
小計	5,431	1,795	9,372	77	9,368	95	3,940	22	7,574	45	
法非適用企業	簡水	608	80	608	17	80	4	0	0	0	0
	下水道	368	57	368	35	57	5	0	0	0	0
	その他	238	238	238	16	238	17	0	0	0	0
小計	1,214	376	1,214	68	376	26	0	0	0	0	
合計	6,645	2,170	10,585	145	9,744	121	3,940	22	7,574	45	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で必ずしも合計と一致しないことがある。

表 3-2 累積欠損金、不良債務及び資本不足の状況

（単位：百万円）

区分	累積欠損金				不良債務				
	R5		R6		R5		R6		
	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	
法適用企業	上水道	259	3	372	5	0	0	0	0
	簡水	30	1	108	6	0	0	0	0
	交通	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院	18,165	4	20,182	6	165	1	700	1
	下水道	2,369	12	2,569	20	207	5	268	8
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	20,823	20	23,230	37	372	6	968	9	

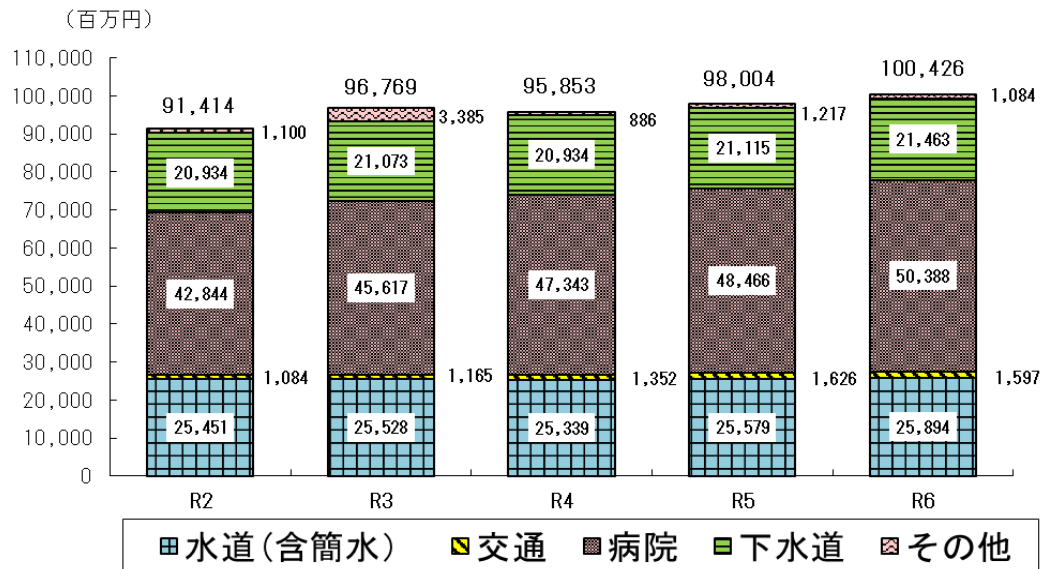
表 3-3 個別事業の経営状況

区分(団体数)		R6年度該当団体	R5年度からの増減
上水道	純損失 (9)	玉名市、玉東町、南小国町、南阿蘇村、山都町、津奈木町、錦町、水上村、苓北町	増: 玉東町、南小国町、山都町、津奈木町、水上村、苓北町 減: 小国町
	累積欠損金 (5)	玉名市、宇城市、山都町、錦町、苓北町	増: 山都町、苓北町
	不良債務	—	—
簡易水道	純損失	—	増:
	累積欠損金 (6)	八代市、玉東町、南小国町、小国町、津奈木町、水上村	増: 八代市、玉東町、南小国町、小国町、津奈木町、水上村
	不良債務	—	—
交通	純損失 (1)	熊本市	増: 熊本市
	累積欠損金	—	—
	不良債務	—	—
病院	純損失 (11)	荒尾市、水俣市、山鹿市、上天草市、阿蘇市、天草市、和水町、山都町、小国郷公立病院組合、球磨郡公立多良木病院企業団、くまもと県北病院	増: 上天草市、和水町、山都町、小国郷公立病院組合、球磨郡公立多良木病院企業団 減: 熊本市
	累積欠損金 (6)	熊本市、荒尾市、山鹿市、上天草市、阿蘇市、くまもと県北病院	増: 上天草市、くまもと県北病院
	不良債務 (1)	山鹿市	—
下水道 (法適)	純損失 (21)	玉名市(公共)、山鹿市(個排)、菊池市(農集)、宇城市(公共、特環、農集)、天草市(特環、農集)、合志市(農集)、長洲町(特排、個排)、和水町(特排)、大津町(公共、農集)、南小国町(特環、農集、特排)、南阿蘇村(農集)、益城町(公共)、錦町(農集)、苓北町(特環)	増: 玉名市(公共)、菊池市(農集)、天草市(特環、農集)、和水町(特排)、南小国町(特環、農集、特排)、南阿蘇村(農集)、錦町(農集)、苓北町(特環) 減: 菊陽町(農集)
	累積欠損金 (20)	玉名市(公共)、山鹿市(個排)、宇城市(公共、農集)、合志市(公共、特環、農集)、南関町(特環)、長洲町(特排、個排)、和水町(特排)、大津町(公共、農集)、南小国町(特環、農集、特排)、南阿蘇村(農集)、益城町(公共)、錦町(農集)、苓北町(特環)	増: 玉名市(公共)、和水町(特排)、南小国町(特環、農集、特排)、南阿蘇村(農集)、錦町(農集)、苓北町(特環)
	不良債務 (8)	山鹿市(特環、個排)、宇城市(公共、特環)、天草市(農集)、長洲町(特排、個排)、錦町(農集)	増: 宇城市(特環)、天草市(農集)、錦町(農集)
簡易水道	赤字	—	—
下水道 (法非適)	赤字	—	—
その他 (法非適)	赤字	—	—

(4) 料金収入

料金収入は、病院事業での入院収益の増加（対前年度比+16億95百万円）及び、上水道事業、下水道事業での段階的な料金改定による増収（2事業合算で対前年度比+6億63百万円）が主因となり、全事業では1,004億26百万円（対前年度比+24億22百万円、+2.5%）となった。

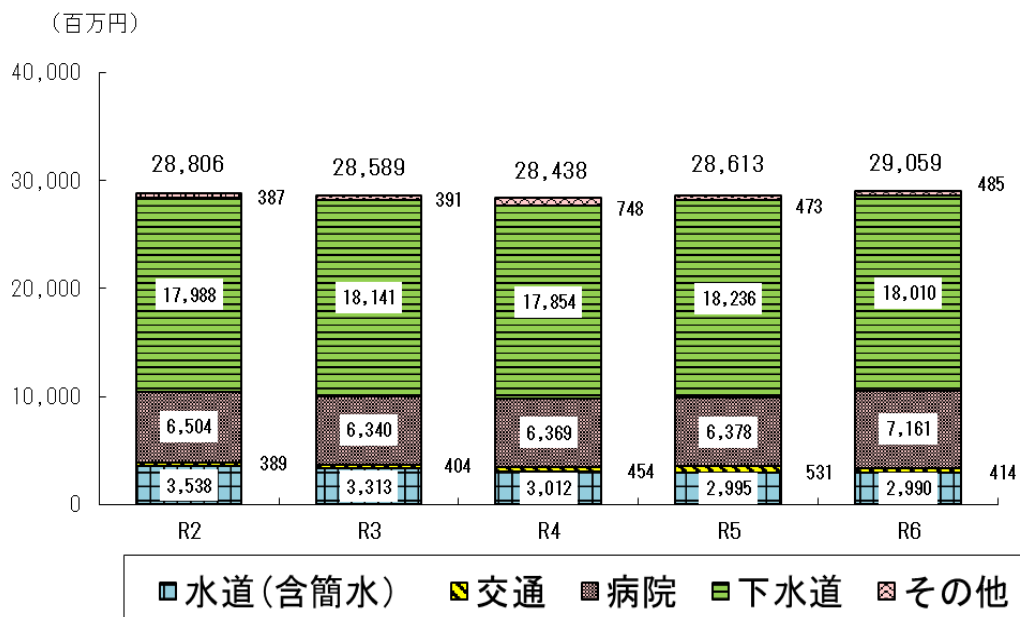
図4 料金収入の推移



(5) 他会計繰入金

他会計繰入金は、病院事業において、建設改良に係る企業債償還のための繰入金が増加（対前年度比+7億83百万円）したことが主因で、290億59百万円（対前年度比+4億46百万円、+1.6%）となった。

図5 他会計繰入金の推移



(6) 建設投資額

建設投資額は、病院事業において大規模建設工事等がなかったことや、下水道事業（法適用・公共）における新設、改良工事が減少（対前年度比▲13億61百万円）したことが影響し、472億3百万円（対前年度比▲47億94百万円、▲9.2%）となった。

建設投資に係る企業債発行額は、224億16百万円（対前年度比▲44億67百万円、▲16.6%）となった。

図 6-1 建設投資額の推移

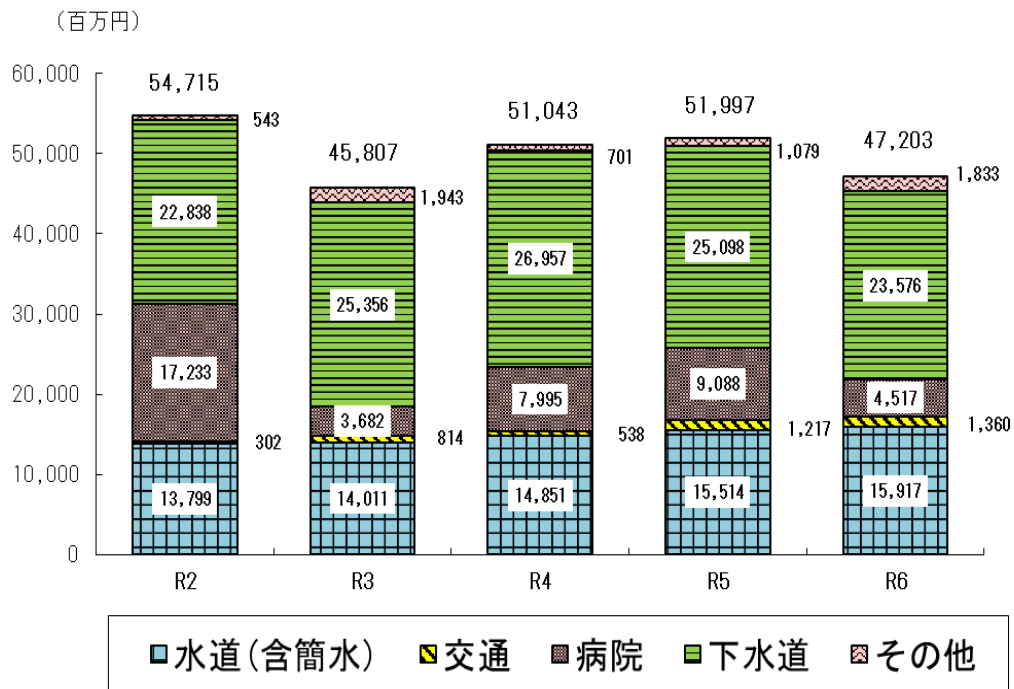
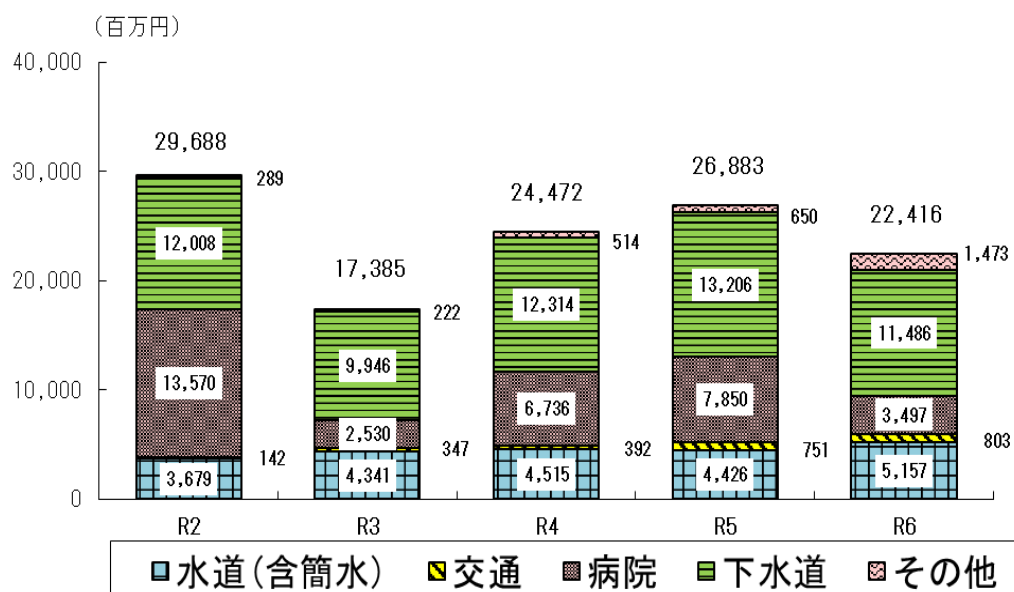


図 6-2 建設投資に係る企業債発行額の推移

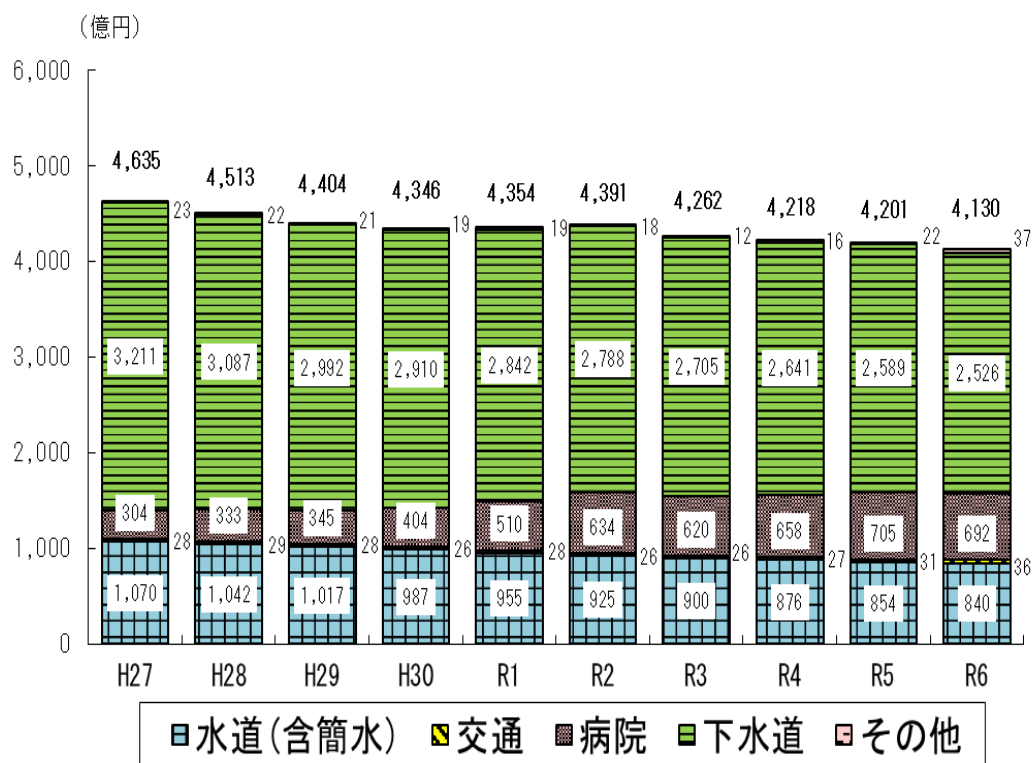
(借換えなどに係る企業債を除いたもの)



(7) 企業債現在高

企業債現在高は、年間の発行額より償還額が多かったため減少し、4,129億75百万円（対前年度比▲70億77百万円、▲1.7%）となった。

図7 企業債現在高の過去10年間の推移



Ⅱ 令和6年度（2024年度）市町村決算に係る健全化判断比率等の概要について

（健全化判断比率・資金不足比率について）

実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率：元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率：将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率：公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率

1. 健全化判断比率

- ・ 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じている団体はなく、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
- ・ 実質公債費比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（県内市町村平均（単純平均）は、8.9%（前年度比+0.2ポイント））
- ・ 将来負担比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（将来負担比率が生じた団体は、17団体（前年度比▲2団体））

（参考）早期健全化基準及び財政再生基準の比較

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じて※ 11.25～15 %	20 %
連結実質赤字比率	財政規模に応じて※ 16.25～20 %	30 %
実質公債費比率	25 %	35 %
将来負担比率	350 %	—
基準以上となった場合	財政健全化計画の策定・報告	財政再生計画の策定・報告 地方債の起債の制限

※1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模に応じて算定される。

令和6年度(2024年度)市町村決算に係る健全化判断比率等一覧

(単位:百万円、%)

市町村名	災害救助法適用 R7年8 月豪雨	経常収支比率			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			積立金現在高 (財政調整基金+減債基金)		
		R5	R6	増減	R6	(早期健全化 基準)	R6	(早期健全化 基準)	R5	R6	増減	R5	R6	増減	R5	R6	増減
熊本市	○	93.0	95.4	2.4	—	(11.25)	—	(16.25)	5.5	5.9	0.4	92.9	93.1	0.2	11,548	12,032	484
八代市	○	93.3	93.7	0.4	—	(11.59)	—	(16.59)	9.6	9.7	0.1	83.3	79.3	▲ 4.0	6,589	6,844	255
人吉市		94.3	98.1	3.8	—	(13.41)	—	(18.41)	7.7	7.8	0.1	9.0	—	▲ 9.0	3,844	4,519	675
荒尾市		95.5	99.6	4.1	—	(12.98)	—	(17.98)	9.6	10.1	0.5	92.8	88.1	▲ 4.7	3,839	2,380	▲ 1,459
水俣市		91.5	94.7	3.2	—	(13.50)	—	(18.50)	9.5	10.3	0.8	2.7	—	▲ 2.7	2,855	3,406	551
玉名市	○	97.6	97.4	▲ 0.2	—	(12.56)	—	(17.56)	8.5	7.8	▲ 0.7	17.9	30.5	12.6	5,431	4,749	▲ 682
山鹿市		97.0	99.0	2.0	—	(12.60)	—	(17.60)	9.6	9.4	▲ 0.2	—	—	—	12,193	11,474	▲ 719
菊池市		90.2	95.9	5.7	—	(12.73)	—	(17.73)	9.1	9.7	0.6	1.2	5.6	4.4	8,173	8,045	▲ 128
宇土市		94.9	95.8	0.9	—	(13.30)	—	(18.30)	11.6	12.0	0.4	—	0.0	—	4,209	4,211	2
上天草市	○	92.9	95.2	2.3	—	(13.23)	—	(18.23)	11.6	11.7	0.1	—	—	—	4,778	4,815	37
宇城市	○	96.1	97.9	1.8	—	(12.57)	—	(17.57)	10.7	11.0	0.3	23.2	30.4	7.2	11,562	11,595	33
阿蘇市		92.9	91.6	▲ 1.3	—	(13.29)	—	(18.29)	8.9	8.9	0.0	54.2	45.6	▲ 8.6	2,253	2,436	183
天草市	○	91.7	91.8	0.1	—	(11.77)	—	(16.77)	9.5	9.0	▲ 0.5	—	—	—	17,423	16,708	▲ 715
合志市		91.4	91.6	0.2	—	(12.75)	—	(17.75)	7.0	6.5	▲ 0.5	—	—	—	4,915	5,492	577
美里町	○	96.5	99.5	3.0	—	(15.00)	—	(20.00)	8.1	9.2	1.1	—	—	—	2,209	2,170	▲ 39
玉東町	○	92.5	92.7	0.2	—	(15.00)	—	(20.00)	6.1	6.4	0.3	—	—	—	839	825	▲ 14
南関町		89.2	91.2	2.0	—	(15.00)	—	(20.00)	8.1	7.8	▲ 0.3	18.2	22.0	3.8	1,284	1,336	52
長洲町	○	93.5	91.8	▲ 1.7	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	6.5	0.1	44.2	37.9	▲ 6.3	1,326	1,347	21
和水町		94.5	95.8	1.3	—	(15.00)	—	(20.00)	10.3	10.1	▲ 0.2	—	—	—	4,791	4,610	▲ 181
大津町		89.9	90.5	0.6	—	(13.43)	—	(18.43)	6.5	7.1	0.6	—	—	—	3,274	3,296	22
菊陽町		91.8	94.5	2.7	—	(13.30)	—	(18.30)	6.7	8.2	1.5	24.9	52.7	27.8	2,965	2,365	▲ 600
南小国町		88.3	93.1	4.8	—	(15.00)	—	(20.00)	6.6	7.5	0.9	—	—	—	1,899	1,889	▲ 10
小国町		85.6	85.8	0.2	—	(15.00)	—	(20.00)	9.0	9.5	0.5	—	—	—	1,431	1,833	402
産山村		85.4	83.7	▲ 1.7	—	(15.00)	—	(20.00)	8.2	8.3	0.1	—	—	—	1,137	1,162	25
高森町		73.4	79.1	5.7	—	(15.00)	—	(20.00)	5.0	4.9	▲ 0.1	—	—	—	2,404	2,585	181
西原村		93.1	90.4	▲ 2.7	—	(15.00)	—	(20.00)	8.5	8.8	0.3	—	—	—	2,638	2,587	▲ 51
南阿蘇村		95.4	95.9	0.5	—	(14.24)	—	(19.24)	12.7	14.0	1.3	22.3	23.5	1.2	1,670	1,691	21
御船町		89.0	88.3	▲ 0.7	—	(14.51)	—	(19.51)	14.2	14.2	0.0	—	—	—	2,243	2,258	15
嘉島町		86.3	88.8	2.5	—	(15.00)	—	(20.00)	10.7	10.9	0.2	66.7	61.1	▲ 5.6	2,079	1,813	▲ 266
益城町		93.1	97.3	4.2	—	(13.38)	—	(18.38)	10.0	10.5	0.5	22.4	38.7	16.3	3,393	3,587	194
甲佐町	○	83.7	84.7	1.0	—	(15.00)	—	(20.00)	7.9	8.7	0.8	—	—	—	2,128	2,249	121
山都町		83.2	85.6	2.4	—	(13.85)	—	(18.85)	3.9	4.0	0.1	4.2	—	▲ 4.2	2,025	2,328	303
氷川町	○	99.9	93.4	▲ 6.5	—	(15.00)	—	(20.00)	13.3	13.0	▲ 0.3	7.9	9.7	1.8	1,481	1,224	▲ 257
芦北町		89.5	92.5	3.0	—	(14.19)	—	(19.19)	4.9	5.1	0.2	—	—	—	2,739	3,022	283
津奈木町		84.8	89.3	4.5	—	(15.00)	—	(20.00)	3.5	3.6	0.1	—	—	—	1,491	1,579	88
錦町		84.9	89.7	4.8	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	9.3	0.4	2.5	4.7	2.2	2,371	2,412	41
多良木町		82.5	83.4	0.9	—	(15.00)	—	(20.00)	9.0	9.0	0.0	—	—	—	1,816	1,842	26
湯前町		85.3	89.1	3.8	—	(15.00)	—	(20.00)	5.7	6.1	0.4	—	—	—	964	1,217	253
水上村		84.5	85.9	1.4	—	(15.00)	—	(20.00)	11.7	12.1	0.4	—	—	—	1,194	1,305	111
相良村		84.9	85.0	0.1	—	(15.00)	—	(20.00)	8.7	8.3	▲ 0.4	—	—	—	1,994	2,047	53
五木村		91.4	92.2	0.8	—	(15.00)	—	(20.00)	11.9	12.5	0.6	—	—	—	1,283	1,210	▲ 73
山江村		88.8	95.2	6.4	—	(15.00)	—	(20.00)	9.3	8.5	▲ 0.8	—	—	—	1,286	1,295	9
球磨村		80.8	81.9	1.1	—	(15.00)	—	(20.00)	6.9	7.5	0.6	—	—	—	3,120	3,384	264
あさぎり町		85.7	90.4	4.7	—	(14.18)	—	(19.18)	8.3	8.5	0.2	—	—	—	6,113	6,541	428
葦北町		87.7	87.4	▲ 0.3	—	(15.00)	—	(20.00)	12.5	12.5	0.0	18.1	6.1	▲ 12.0	1,900	2,088	188
市町村 平均/計		89.9	91.6	1.7	—		—		8.7	8.9	0.2				167,099	167,803	704

※ 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。

※ ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じて設定)である。

※ 前年度に引き続き、全団体会実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。

※ 実質公債費比率の早期健全化基準: 25%

※ 将来負担比率の早期健全化基準 :350%

2. 公営企業の資金不足比率

- ・ 県内126の公営企業会計中、健全化法上の資金不足がある公営企業会計は1会計であった。(山鹿市：山鹿市病院事業会計)
- ・ 資金不足比率について、経営健全化基準(20%)以上の会計はなかった。

表1 資金不足がある公営企業会計の資金不足比率 (単位：千円、%)

市町村名	会計名	資金不足額	資金不足比率
山鹿市	山鹿市病院事業会計	505,791	15.3

表2 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

公営事業名	市町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 27	0 / 3	0 / 30
簡易水道事業	0 / 17	0 / 0	0 / 17
工業用水道事業	0 / 4	0 / 0	0 / 4
交通事業	0 / 1	0 / 0	0 / 1
電気事業	0 / 1	0 / 0	0 / 1
港湾整備事業	0 / 0	0 / 0	0 / 0
病院事業	0 / 9	0 / 2	0 / 11
と畜場事業	0 / 0	0 / 0	0 / 0
宅地造成事業	0 / 10	0 / 0	0 / 10
下水道事業	0 / 51	0 / 0	0 / 51
観光施設事業	0 / 1	0 / 0	0 / 1
合計	0 / 121	0 / 5	0 / 126

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数です。

(参考) 資金不足比率の経営健全化基準	20%
---------------------	-----

※経営健全化基準が20%以上となった場合は、経営健全化計画の策定・報告等が必要

IV 用語の説明

1. 普通会計

【形式収支】

歳入から歳出を差し引いた額である。

【実質収支】

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額で、形式収支に発生主義的要素を加味した実質的な収支である。

【単年度収支】

当該年度の実質収支から前年度の実質収支額を差し引いた額をいう。実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、この単年度収支は当該年度のみのものである。

【実質単年度収支】

実質収支が前年度以前からの収支の累積であるのに対し、その影響を控除したものが単年度収支であり、単年度収支に、実質的な黒字要素（積立金及び繰上償還金）を加え、実質的な赤字要素（基金の取崩額）を差し引いたものが実質単年度収支である。

【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源等があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。

$$\frac{\text{経常経費充当の一般財源等額}}{\text{経常一般財源等総額}} \times 100\%$$

※ 分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

【財政力指数】

普通交付税算定の際に用いる基準財政需要額（地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源）に対して基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）がどれだけあるのかを示すもの。当該数値が大きいくほど財源に余裕があるとされ、独自施策の実施が可能となる。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

2. 公営企業会計

【法適用企業】

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

【法非適用企業】

地方財政法施行令第46条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

【純損益】

法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。

なお、純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。

※ 法適用企業のみ概念。法非適用企業については実質収支参照。

【実質収支】

法非適用企業において、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。

【累積欠損金】

法適用企業において、営業活動によって損失（赤字）を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補填ができなかった各事業年度の損失（赤字）額が累積したものをいう。

【不良債務】

実質的な資金ベースでの赤字額。企業の経営状況を資金面からみた場合に、資金不足のために一時借入金に依存しなければならない状況を表している。具体的には、流動負債が流動資産を上回る場合の当該超過額をいう。

$$\text{不良債務} = \text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})$$

※ 流動負債 支払期限が1年以内に到来する負債。

※ 流動資産 現金及び短期間（1年）のうちに回収・現金化される資産。

【資本不足】

貸借対照表において負債が資産を上回る状態のこと。

$$\text{資本不足} = \text{資産合計} - \text{負債合計}$$

【他会計繰入金】

一般会計等からの「繰入金」、「出資金」、「補助金」、「借入金」の合計額である。公営企業の経費の中には、水道事業における消火栓の設置費及び維持管理費等、本来一般会計が負担すべき経費や一般会計が負担することが適当な経費がある。

3. 健全化判断比率

【実質赤字比率】：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 ※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて11.25～15% ※2 財政再生基準：20%

【連結実質赤字比率】：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 ※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて16.25～20% ※2 財政再生基準：30%

【実質公債費比率】：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

$$\frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} - \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100\%$$

- ・平成18年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。
- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：25% ※2 財政再生基準：35%

- ・なお、この指標が18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

【将来負担比率】：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

$$\frac{\text{将来負担額}-(\text{充当可能基金額}+\text{特定財源見込額}+\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模}-(\text{元利償還金}\cdot\text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$

- ・早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。

4. 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上の団体は経営健全化計画の策定を義務づけられる。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

(1) 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝〔流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産〕－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝〔歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額〕－解消可能資金不足額

※ 事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額（①＋②）を控除する（解消可能資金不足額）。

〔解消可能資金不足額の算定方法〕

①次のいずれかの方式で算定した額

- ・累積償還・償却差額算定方式
- ・減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式
- ・個別計画策定算定方式及び基礎控除額算定方式

②資金不足額にカウントされている特定の地方債の現在高のうち退職手当債等の現在高

※ 事業として土地の販売を行う企業について、販売を目的として所有する土地の売却による収入見込額に係る特例を設ける（売出を開始した土地の売却による収入の見込額のみを黒字要素として算入する）。

(2) 事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額を用いる。